

◎地方交付税法及び特別会計に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二十五年三月三〇日法律第四号)

一、提案理由(平成二十五年三月一日・衆議院総務委員会)

○新藤国務大臣 地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。(略)

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、地方交付税の単位費用を改正することにあわせ、東日本大震災の復旧復興のための財源として震災復興特別交付税を確保

する等の必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、平成二十五年年度分の通常収支に係る地方交付税の総額につきましては、地方交付税の法定率分に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算や地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額一兆八千九百億円、法定加算額及び臨時財政対策のための特例加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払い額等を控除した額十七兆六百二十四億円とすることとしております。

また、平成二十六年から平成四十年までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定への繰り入れに関する特例を改正するとともに、平成二十四年度に引き続き財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰り入れの特例を設けることとしております。

さらに、平成二十五年年度における措置として地域の元気づくり推進費を設けるほか、地方公務員について平成二十五年七月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提として、給与費の削減を単位費用の額に反映するなど平成二十五年

度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正することとし
ております。

次に、平成二十五年度分の東日本大震災に係る震災復興特別
交付税の総額につきましては、平成二十五年度において新たに
六千五百三億円を確保することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことを願
いたします。

二、衆議院総務委員長報告(平成二五年三月二二日)

○北側一雄君 ただいま議題となりました各案件につきまして、
総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ
ます。

初めに、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法
及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について申
し上げます。

.....(略).....

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正
する法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況
にあること等に鑑み、平成二十五年度分の地方交付税の総額の
特例措置を講ずるほか、平成二十五年度における措置として、

地域の元気づくり推進費を設けるとともに、地方交付税の算定
に係る単位費用等の改正、東日本大震災の復旧復興のための財
源となる震災復興特別交付税の総額の確保等の措置を講じよう
とするものであります。

両案は、去る三月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑
が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日新藤総務大臣から提案理由の説
明を聴取し、十九日及び昨二十一日、質疑を行い、これを終局
いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、
両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきもの
と決しました。

なお、委員会において、地方税財政基盤の早期確立及び東日
本大震災への対応に関する件について決議を行いました。

.....(略).....

以上、御報告を申し上げます。

○決議(平成二五年三月二二日)

(地方税法の一部を改正する法律(平二五法三)の決議と一
括して掲載)

三、参議院総務委員長報告(平成二五年三月二九日)

○松あきら君 たいだいま議題となりました三案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案は、平成二十五年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、地方交付税の単位費用等の改正等を行うとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、中低所得者への住宅ローン控除の効果、自動車取得税の代替財源、地方公務員給与削減の妥当性、給与削減要請に応じない場合のペナルティー、交付税特別会計借入金償還計画の実現可能性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山下芳生委員より両法律案に反対、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より地方税法一部改正案に賛成、地方交付税法等一部改正案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数を

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

もって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

(略)

以上、御報告申し上げます。